

# いかるが日和

## 宿泊約款

### 第1条（適用範囲）

- いかるが日和（以下当施設と記載）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

### 第2条（宿泊契約の申込み）

- 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は次の事項を当施設に申し出ていただきます。
  - 宿泊者名
  - 当日の連絡先（携帯電話等）
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊人数
  - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条（宿泊契約の成立等）

- 宿泊契約は当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設が定める申込金(宿泊期間3日を超えるときは3日間)を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。
- 宿泊金の事前支払いは、当施設が指定する銀行口座への振り込みまたはクレジットカードによる支払いとします。ただし旅行会社またはインターネット上の宿泊予約ウェブサイトからの申し込みの場合は、各旅行会社又はインターネット上の宿泊予約ウェブサイトが指定する方法によるものとします。

### 第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第5条（宿泊契約締結の拒否）

- 当施設は次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
  - 満室により客室の余裕がないとき。
  - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした、または過去に行った経歴があるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が日本国籍保持者でない場合で、宿泊日までに在留カードまたはパスポートを提示できずその証明がされないとき。ただし各旅行会社またはインターネット上の宿泊予約ウェブサイトが、事前にパスポート番号を把握できている場合は除きます。

#### 第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときはその宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

	7日前	前日	当日
違約金	30%	50%	100%

#### 第7条 (当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 喫煙不可の場所での喫煙行為や消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
  - (8) その他当施設が宿泊不可と判断したとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし契約解除に伴う手数料や実費分等を差し引いた残額を返金するものとする。

#### 第8条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、連絡先、職業

- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いをフロント（奈良斑鳩ツーリズム Waikaru）において現地決済の場合は、現金又はクレジットカードで行うこととする。

#### 第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場  
合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には客  
室使用時間延長による追加料金一覧表に掲げる追加料金を申し受けます。 ※別紙を参照下さい。

#### 第 10 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第 11 条（営業時間）

1. 当施設及び関連施設の営業時間及び定休日は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレ  
ット、各所の掲示等で御案内いたします。
  - (1) フロント（奈良斑鳩ツーリズム Waikaru） 営業時間 9 時～18 時 定休日/水曜（祝営業）
  - (2) 関連施設
    - ア. 和 CAFÉ 布穀園 営業時間 10 時～16 時 定休日/水曜（祝営業）
    - イ. Felice Piccione 営業時間 10 時 00 分～21 時 00 分 定休日/火曜（祝営業）
2. 前項の時間はやむを得ず臨時に変更することがあります。その場合は適切な方法をもってお知らせします。

#### 第 12 条（料金の支払い）

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着  
の際又は当施設が請求した時フロントにおいて行っていただきます。
2. 当施設が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金  
は申し受けます。

#### 第 13 条（当施設の責任）

1. 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは  
その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではあり  
ません。
2. 当施設は万一の火災等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

#### 第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿  
泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払  
い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし客室が提供できないことについて当施設の責めに帰すべき事由  
がないときは補償料を支払いません。

#### 第 15 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、そ  
れが不可抗力である場合を除き当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がそ  
の種類及び価額の申告を求めた場合であって宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 10 万円を限度として  
その損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったもの  
について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。  
ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失があ  
る場合を除き、10 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

#### 第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を

もって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合においてその所有者が判明したとき、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

**第17条 (駐車 の 責任)**

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

**第18条 (持込みの禁止)**

宿泊客はいかなる理由をもってしても、以下項目に定めるものを当施設内に持ち込むことはできません。

- (1)動物、鳥等のペット類
- (2)火薬、揮発油、その他発火又は引火性の物
- (3)悪臭を発する物
- (4)法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚せい剤の類

**第19条 (宿泊客の責任)**

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。

**宿泊料金等の内訳**

		内 訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①平日宿泊料	15,400 円 / 1泊2名	
		②金土祝前日宿泊料	19,800 円 / 1泊2名	
		③特別日宿泊料	22,000 円 / 1泊2名	
		※ 特別日は当施設が指定する日になります 12月28日(チェックイン)～1月4日(チェックアウト) 4月29日(チェックイン)～5月5日(チェックアウト) 8月12日(チェックイン)～8月16日(チェックアウト)		
	追加料金	① 大人(7歳～)	1泊 / 1名様当り 6,600 円	
		② 小人(2歳～6歳)	1泊 / 1名様当り 4,400 円	
		③ 延泊料	延泊する日の①～③に該当する金額を加算	
		④ タオルセット交換費	1名様当り 1回 200 円	
		⑤ シーツホーフ交換費	1台当り 1回 800 円	
		⑥ 簡易清掃 (オプション)	1回 1,000 円	

※表示価格は全て消費税を含んでおります。